

鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例施行規則

平成19年3月1日

規則第7号

最終改正 平成22年3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年条例第11号。以下「給与条例」という。）第10条の規定に基づき、給与条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間外勤務手当の支給割合)

第2条 給与条例第5条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 給与条例第5条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 給与条例第5条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 給与条例第5条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(時間外勤務手当を支給しない時間)

第3条 給与条例第5条第2項の規則で定める時間は、休日が属する週において、職員（給与条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）が休日勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日等に関する条例施行規則（平成19年規則第5号。以下「勤務時間等条例施行規則」という。）第3条第2項に規定する週休日の振替等により勤務時間が割り振られたときにおける次に掲げる時間をいう。

- (1) 当該週の勤務時間が鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日等に関する条例（平成19年条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する1週間の勤務時間（以下「1週間の勤務時間」という。）に当該休日勤務した時間を加えた時間以下になるときの給与条例第5条第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した勤務時間
- (2) 当該週の勤務時間が1週間の勤務時間に当該休日勤務した時間を加えた時間を超えるとときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤

務時間のうち、当該休日勤務した時間数に相当する時間

(給与条例第5条第3項の規則で定める勤務)

第4条 給与条例第5条第3項の規則で定める勤務は、次の各号に定める日における勤務とする。

(1) 当該月における日曜日

(2) 当該月における週休日の振替（勤務時間等条例施行規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(休日勤務手当の支給割合)

第5条 給与条例第6条の規則で定める割合は、100分の135とする。

(休日勤務手当の支給される日)

第6条 給与条例第6条後段の規則で定める日は、国の行事が行われる日で広域連合長が指定する日とする。

(休日勤務手当の取扱い)

第7条 休日勤務手当の取扱いは、次に掲げるところによる。

(1) 休日勤務手当は、休日等（勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給する。この場合において、当該休日等に正規の勤務時間以外に勤務したときは、時間外勤務手当を支給する。

(2) 休日等が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

(3) 1勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日等に当たるときは、休日勤務手当は当該休日等に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

(公務旅行中の勤務時間)

第8条 公務により旅行（赴任を含む。）中の職員については、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当は支給しない。ただし、目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを任命権者があらかじめ指示して命じた場合において、現に時間外勤務をし、かつ、その時間外勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を

支給する。

- 2 前項の規定は、休日等が公務による旅行中に当たった場合の休日勤務手当について準用する。

(勤務時間数)

第9条 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれに計算した時間数の合計）によって計算するものとする。この場合において、当該計算した時間数に1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(時間外勤務等命令)

第10条 任命権者は、職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務すること又は休日等に勤務することを命ずるときは、時間外（休日）勤務命令簿により行うものとする。

(勤務実績簿等)

第11条 任命権者は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(支給日)

第12条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職特別勤務手当は、その月分を翌月の22日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が鹿児島県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

- 2 職員が翌月の支給日前において所属する任命権者を異にして異動し、退職し、又は死亡したときは、その職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職特別勤務手当は、前項の規定にかかわらず、その異動、退職又は死亡の日までの分をその際に支給するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、支給日を変更することができるものとする。

(端数計算)

第13条 給与条例第5条及び第6条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(死亡した職員の手当の支給)

第14条 職員が死亡した場合における当該職員に支給されるべき手当は、次に掲げる遺族に支給するものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前2号に掲げる者を除くほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項各号に掲げる者に対して手当を支給する順位は同項各号の順位に、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順位によるものとし、同順位の者が2人以上あるときはその人数によって等分して支給するものとする。

(給料の減額又は減給処分を受けた職員)

第15条 給与条例第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においても減額しないものとする。

- (1) 派遣をした地方公共団体（以下「派遣元」という。）の条例の適用によって給料の月額を減額された場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定によって派遣元において減給処分を受けた場合

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、職員の手当の支給に関し必要な事項及び様式は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連合長が選任されるまでの間は、この規則の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、前年度の時間外勤務及び休日勤務に対して当該手当の額を算定する場合においては、なお従前のとおりとする。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。